

議案第78号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、引用条項の項ずれおよび所要の規定の整理を行うため、この案を提出するものである。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年米原市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第 37 条第 1 項中「小規模保育事業 B 型をいう。」の次に「同号において同じ。」を加える。

第 51 条第 3 項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に改める。

第 52 条第 3 項中「教育・保育給付認定保護者に限る。））」との次に「、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項または第 3 項の認定を受けた施設および同条第 10 項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 1・2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項または第 3 項の認定を受けた施設および同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 1・2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「<u>利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第 1 号または第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第 1 号</u>」と、第 13 条第 2 項中「<u>法第 27</u></p>	<p>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う項 ずれ</p> <p>・国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において読替規定が追加されたことに伴う改正</p>

育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）および小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 1・2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用

条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）および小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 1・2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用

・第37条第1項に規定する「小規模保育事業B型」の定義は、第42条第3項第1号に規定するものと同じであることを明確にする規定の追加

地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条および第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条までおよび第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育

地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条および第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条までおよび第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教

- ・ 文言整理
- ・ 文言整理

給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 1・2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子

育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 1・2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

・特定利用地域型保育を受ける特定満3歳以上保育認定子どもの保護者から支払を受ける利用者負担額の根拠を明確にする読替規定の追加

どもをいう。)に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。